

明治大学国際日本学部 ゼミナール協議会会計規則（第2版）（案）

第一章 総則

第1条 本規則は明治大学国際日本学部ゼミナール協議会規約（以下規約）第33条に基づき、規約を補うものである。

第二章 予算

第2条 予算案は、執行委員会における会計がこれを作成する。

2 予算案は年間活動計画に基づいて作成することとする。

第3条 予算案は執行委員会で審議され、委員会において決定・承認する。

第4条 会費、その他一切の収入を歳入とし、予算に基づく一切の経費を歳出とし、歳入歳出はすべてこれを総予算に編入しなければならない。

第5条 予測できない支出に備えるため、予備費を設けなければならない。ただし、予備費からの支出は、執行委員会の承認を要する。

第三章 収入

第6条 本会における収入は、会費・各種補助金・雑収入・繰越金などを指す。

第7条 会費額は、毎年度執行委員会が審議し、委員会がこれを承認する。

第8条 会費は、委員会による会費額承認後一ヶ月以内に徴収する。執行委員会は速やかに会員に公示し、協議会委員はこれを代理徴収する。

第四章 支出

第9条 本会が経費の支出を行う時は、所定形式の支出請求書を会計役員に提出し、支出を行う。

第10条 本会の支出は、本会活動趣旨に沿ったものに限定される。

第五章 帳簿

第11条 会計は所定形式の出納帳を備えてその会計内容を明らかにし、支出に関する証拠書類を保存しなければならない。

第12条 領収書に関して次のとおり定める。

- (1) 収支に関し、領収書または使用報告書を会計に提出しなければならない。
- (2) 領収書発行者の宛名、日付、但し書き、印鑑、該当する場合収入印紙を必要とし、以上のいずれかが欠けている領収書は無効とする。

第13条 会計は出納ならびに会計内容について、本会監査の監査を受けなければならない。

第六章 決算

第14条 執行委員会は会計年度終了後、すみやかに本会決算書を作成し、委員会に提出し承認されなければならない。

第七章 その他

第15条 本規則の改正は、規約第46条に準ずる。

附 則

1 本規則は、2011年（平成23年）5月25日の総会からこれを施行する。

以 上